

第百八回国参議院地方行政委員会會議録第三号

昭和六十二年五月二十一日(木曜日)

午後二時開会

委員の異動

三月二十六日

辞任

石井 道子君

補欠選任
三池 信君

田辺 哲夫君

中西 一郎君

久世 公堯君

遠藤 要君

宮崎 秀樹君

平井 卓志君

三月二十七日

辞任

三池 信君

補欠選任
高橋 清孝君

遠藤 要君

久世 公堯君

中西 一郎君

田辺 哲夫君

山口 哲夫君

千葉 景子君

三月二十八日

辞任

千葉 景子君

補欠選任
山口 哲夫君

四月二十八日

辞任

馬場 富君

五月十四日

辞任

映子君

補欠選任
関 嘉彦君

五月十五日

辞任

関 嘉彦君

補欠選任
拔山 映子君

五月二十日

辞任

高橋 清孝君

補欠選任
福田 幸弘君

山口 哲夫君

野田 哲君

秋山 肇君

野末 陳平君

五月二十一日

辞任

福田 幸弘君

補欠選任
高橋 清孝君

野末 陳平君 秋山 肇君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

本日の會議に付した案件

○理事補欠選任の件

○外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案(内閣提出)

○委員長(松浦功君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨日、山口哲夫君が委員を辞任され、その補欠として野田哲君が選任されました。

○委員長(松浦功君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松浦功君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に拔山映子君を指名いたします。

○委員長(松浦功君) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。葉梨自治大臣。

○國務大臣(葉梨信行君) ただいま議題となりました外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案について、部内の職員との均衡を失うことのないよう適切な配慮が加えられなければならないものと存じいたします。

次に、派遣職員の給与及び旅費の支給については、国際機関等に派遣される国家公務員の給与及び旅費の支給に関する事項を基準として条例で定めるものとすることといたしております。

次に、派遣職員が職務に復帰したときの任用、給与等に関する処遇については、部内の職員との均衡を失うことのないよう適切な配慮が加えられなければならないものと存じいたします。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、地方公共団体の任命権者は、地方公共団体と外国の地方公共団体との合意等に基づき、または外国の地方公共団体の機関、外国政府の機関等からの要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、条例で定めるところにより、職員を派遣できるものとすることといたしております。

次に、派遣職員は、派遣期間中、地方公共団体の職員としての職を保有しますが、その職務に従事しないものとし、派遣が終了したときは職務に復帰するものとすることといたしております。

次に、派遣職員の業務上の災害につきましては、派遣先の機関の業務を公務とみなして地方公務員災害補償法による補償及び地方公務員等共済組合法による給付を行うものとすることといたしております。

次に、派遣職員の給与及び旅費の支給については、国際機関等に派遣される国家公務員の給与及び旅費の支給に関する事項を基準として条例で定めるものとすることといたしております。

近年我が国の経済社会の国際化に伴い、地方公共団体においても外国の地方公共団体、外国政府の機関等との交流を深めており、地方公務員がこれらの外国の機関の業務に従事する事例が増加しておりますが、国際協力等の目的を達成するためには、これらの職員が安んじて派遣先の業務に専念できるよう、これらの職員の身分取り扱いを整備する必要があります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、地方公共団体の任命権者は、地方公共団体と外国の地方公共団体との合意等に基づき、または外国の地方公共団体の機関、外国政府の機関等からの要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、条例で定めるところにより、職員を派遣できるものとすることといたしております。

次に、派遣職員は、派遣期間中、地方公共団体の職員としての職を保有しますが、その職務に従事しないものとし、派遣が終了したときは職務に復帰するものとすることといたしております。

次に、派遣職員の業務上の災害につきましては、派遣先の機関の業務を公務とみなして地方公務員災害補償法による補償及び地方公務員等共済組合法による給付を行うものとすることといたしております。

次に、派遣職員の給与及び旅費の支給については、国際機関等に派遣される国家公務員の給与及び旅費の支給に関する事項を基準として条例で定めるものとすることといたしております。

次に、派遣職員が職務に復帰したときの任用、給与等に関する処遇については、部内の職員との均衡を失うことのないよう適切な配慮が加えられなければならないものと存じいたします。

ります。
なお、この法律は、昭和六十三年四月一日から施行することとし、施行の際現に休職または職務専念義務を免除する措置により外国の地方公共団体の機関等の業務に従事している職員について必要な経過措置を講ずることとしたしております。
以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(松浦功君) 以上で趣旨説明の聴取を終ります。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤三吾君 大臣、きょう、実は所信表明を本来ならお伺いして、その上でというのが今までの慣例なんです、所信表明もないまま国会が終わろうとしておるわけです。極めてそういう意味では異例なんです、きょうとて重要法案が審議できない状況ですからね。所信表明もない。これが御案内のとおり、売上税という国民への公約破りというんです、公約に沿っていないということと指摘されたんですけれどもね。こういった法案が提出されて、そしてそれが強行されるというふうな事態で国会が混乱状態に陥っている。また国民の皆さんも統一地方選挙を通じて明確に処理なさる。こういうふうな事態になって、これもまた廃案の状態になっております。

問題は、そういうことで、私はこの法案の審議に入る前にちよつと大臣に聞きたいと思ひますのは、自治体にとつてみますと、交付税法も廃案になるといふことは、これは財源を含めて大変なことなんです。私は、不安もあると同時に怒りも大きいんじゃないかと思うんですが、所管大臣としてこの地方財政の問題についてどのような責任と決意をお持ちなのか、まずそれを聞いて審議に入りたいと思ひます。

○国務大臣(葉梨信行君) 今佐藤先生から御質問がございましたが、今度の税制改革は今お触れに

なりました地方交付税法、地方税法案を初め、国税に関する税制改革六法案でございますか一体となったものでございまして、いろいろ野党の皆様から御批判もございまして、政府としては最良の法案と考えて提案したわけでございまして。今になりました、あと閉会まで一週間足らずとなりましたが、残念に思ひますのは、ここの春に提案をいたしましてからほとんど衆議院、まあ参議院、予算委員会、御質問はございまして、担当委員会の大蔵委員会における審議がないうままに終わるような様子であることでございます。

私も政府といたしましては、一昨年の秋から政府税制調査会に税制改革のあり方を諮問し、また自民党の税制調査会におきましても熱心な審議を経た上で成案を得た法案でございます。この一連の地方関係の法案も含んだ税制改革法案は、政府としては最良のものと考えていたところでございまして。ただ、まあ人間が考える法案でございますから、完璧なものではなかったかもしれせん。それだけに御審議をいただき、また政府としては虚心に野党のいろいろな御意見、御批判も受け入れてよりよいものをつくり、成立させたいと考えていたわけでございまして、大変残念に思う次第でございます。

ただいま先生がお触れになりました地方交付税法案でございますが、私もいたしますと、一連の関連があつての改正案でございますので、先月二十三日でございましたが、衆議院議長のごあつせによりまして与野党による協議機関をつくることになってゐるわけでございまして。既に一月近く経過いたしましたことは大変残念でございますが、できるだけ早くこの協議機関が発足し、税制改革について隔意のない御議論が行われ、そしてまた、できるだけ早い機会にひとつ結論が出るようにお願いをし、しかも、今御心配をいただきましたような地方関係の、地方の財源の充実強化に資するような結論をちょうだいできればありがたい、このようにただいま考えているところでございます。

○佐藤三吾君 税務協議会ですか、きょうかあしたと新聞に出ておりますが、それも大事ですけれども、この問題についての責任というのは地方自治体には全くないわけですね。そして国政の中におけるこういう議論とばかりを受け取る、同時に今度は公共事業を含めて、前倒しを含めて、県単もつけて、そして内閣府振興をやれと、これでは自治体としても大変だと思ひます、やつぱり確かに協議会も一つの地方財政を抱えての議論の場でございますが、だからといって自治大臣が責任を免れるわけじゃないですから、やつぱり担当大臣として、ひとつ全責任を持つて地方の自治体に財政の面で支障のないように所要の措置をとる、ひとつこの決意をきちつとしてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(葉梨信行君) きょうあすにも協議が始まるわけでございまして、私もいたしましてはこの御協議が速やかに進められて、そして税制改革についてぜひ成案を得ていただきたい、このように期待をしております。ところでございまして、もう私の気持ちにはそれに尽きるわけでございまして、自治省といたしましては、地方自治体の指導と援助という大事な役目を背負つておるわけでございまして、今協議会の御議論が早く始まり、地方自治体にとりまして非常にいい結論が得られるように御期待申し上げますが、同時に地方自治体の財政運営に支障がないようにまた措置をしなければならぬ、このように心に期してゐるところでございます。

○佐藤三吾君 ぜひその点はお願ひしておきたいと思ひます。

そこで、本案に戻りますが、まず、今御提案ございましたように、国際化時代を迎えておる中で、地方公務員の派遣にかかわる処遇の措置については、これは私はもうその意味では全く賛成なんです、我が党としてもその立場をとつております。

そこで、お聞きしたいと思ひるのは、自治体の場合に姉妹都市というのが、外国との間にいろいろ

な組織間の交流が行われております。ただ、この交流が行われているときに一番困るのは、交流で行つておる職員の定数の措置をどうするか、例えば行政改革という関連から自治省の方でかなりそこら辺が手厳しくやられてくると、そこら辺に対する所要の措置がネックになっておるといふことは聞かれました。そういう意味でそこら辺の取り扱いは定数外定数とか、いろいろの所要の措置がありました。そういう意味でそこら辺の取り扱いをどうしていくのか、国際交流ができるような体制を定数で縛るようなことはしないのか、そこら辺の問題が一つ。

それから、主に派遣していく場合には技術職員が多いんです。技術関係の職員が多いんですが、例えばインドネシアなら農業改良普及員が行つたりしてありますが、そういう技術職員が帰つてきて、復職時になると、国内の技術進歩から見るわけで、大変おくれおるといふような矛盾が出てくるわけで、そこで、復職時に日本のレベルに追いつくための特別研修みたいな措置がとられないだろうかというのが切なる希望なんですけれども、そこら辺についてはこの法案に伴う派遣に当たつてどういふお考えなのか、お聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(柳克樹君) まず第一点の定数条例上の取り扱いでございますが、これは現在、先生御承知のとおり休職という制度がございまして、休職の場合には定数外になります。この派遣の場合にも休職と、そういう意味では同じような扱いで定数条例上の、いわゆる定数の中に入つてこないというふうな考えております。またそれが、この法律をつくつていただきたと我々が考えておる点の一つでございます。

それから技術職員の場合でございますけれども、技術職員の場合、特にそういう研修の制度が必要であるといふことは、あるいは先生の御指摘のとおりかもしれませんけれども、一般的に海外に行つて帰つてきますれば、その職員のついておる仕事にかんによりまして、ぜひ研修が必要な場

合もありましようし、それからそうでない場合と
いうこともあるかと思ひますけれども、それは
それぞれの団体におきまして必要な配慮をして
いただきたいというふうに考えております。

○佐藤三吾君 必要な配慮をしていただきたいと
いうことは、そういう意味での指導をするとい
うことですね。

○政府委員(柳克樹君) これは先生十分御承知の
とおりでございます。従来からそういう技術研
修が必要な場合には率先してやっておるとい
うのが実態でございます。その方法を使つてこれ
も同じように研修をしていただけるものだと
いうふうに考えております。

○佐藤三吾君 次に、この附則の分についてお聞
きしておきたいと思ふんですが、四十五年に制
定された国家公務員の外国派遣ですね。それに
類するものが今度はこの法案だと、こういう理
解なんです。あの四十五年の国家公務員の法
案を見ると、二項、三項ございまして、その三
項の中で、退職年金で、退職手当ですか、言
いかえれば所要の措置をとられておるのがこ
の法案ではないわけですね。恐らく条例措置
としての方を考へておられるのだという御説
明になるのじゃないかと思ふんですが、ここ
ら辺の問題についてどういふうな御理解なの
か、もし仮に条例ということになれば、その問
題についての指導に遺漏のない措置がとれる
のかどうか、とらうとするのかどうか、そこ
ら辺はどうかですか。

○政府委員(柳克樹君) 国家公務員の場合には
国家公務員法あるいは国家公務員退職手当法
がそれぞれ法律でございます。それから、こ
ういふ経過措置を置かれておるんだと思ひま
すが、地方公務員の場合には、先生御承知のと
おり退職手当は条例で規定しております。した
が、いま、こういう職員がいる場合には、国
家公務員の海外派遣に関する法律と同様の経
過措置を設けるように指導しなければならな
いと思ひます。

○佐藤三吾君 指導するわけですね。わかりま
す。ぜひひとつその点はお願ひしておきたい
と思ふんですが、

うんです。

次に、これは施行日が、「六十三年四月一日」と
なつております。これは言うなら条例措置の
期間をはらまして、そういう日にち設定にな
つておるのじゃないかと思ふんですが、それ
がどういふことか、一つは、例え五年、十年
前とかの派遣者で在籍しておる者、その災
害補償手当、年金等の扱いがどうなるのか、
もう一つは、もう既に在籍してない者、今言
つたような事例の場合に救済措置がどうなる
のか、そこら辺はどうなんですか。

○政府委員(柳克樹君) 先生御指摘のとおり、こ
の六十二年四月一日から施行いたしましたの
は、条例改正等の手続にこれだけの期間は要
するであろうということで、施行日をそこに
置いたわけでございます。

それから先ほど御答弁申し上げましたように、
在職者の退職手当については国家公務員の場合
と同様の規定を設けることにならうかと存じ
ますが、公務災害に当たるような災害が従前
あつたかどうかまだ私どもの方で捕捉して
おりませんけれども、現在考へておられるの
は、これから海外に派遣される人を原則とし
ては考へてまいりたいと思つております。

○佐藤三吾君 それで二番目は、
○政府委員(柳克樹君) 共済組合の話でござい
ますか。

○佐藤三吾君 いやいや、在籍してない者。
○政府委員(柳克樹君) 失礼しました。
現在在職しておるこれらの人ということでお
答え申したつもりでございました。けれども、
既に退職された方についてはこれは適用にな
らない、こういうふうに考へております。

○佐藤三吾君 そうすると、やっぱり結果的に在
籍しておる者もいない者も含めて、もしそ
ういふ事例があつた場合でも救済措置はでき
ないということなんですか。これは国家公務
員の場合でもそうですか。四十五年以前も
あつたと思ふんですが、どうなんですか。

○政府委員(柳克樹君) 国家公務員の場合にも先
ほど先生御指摘の退職手当法における経過
措置でございまして、その法律が施行された
以降に新しい制度に入つていくという考へ
方でございまして、

○佐藤三吾君 もう一つ、これと関連してちよ
つと聞いておきたいんですが、これは直接こ
の法案との関連があるかどうか分かりませ
んが、公務災害補償において循環器系疾病
とストレスなどによる心因性の疾患を原因
とするもの、こういう方はこの中に入るん
ですか、対象の中に。

○政府委員(柳克樹君) かなり技術的な問題で
ございまして、さらに検討しなければなら
ないと思ひますが、基本的にこの法律では
海外派遣の手続について新しい仕組みをつ
くらうということにございまして、公務災
害になるかどうかということについては、従
来からと同様の公務災害補償法の考へ方で
やつていくということにございまして。

○佐藤三吾君 もう一つお聞きしますが、本人
が二年もしくは三年というところで派遣
された場合、例えば外務省などの職員でも
これは今あることですが、年一回はひと
つ帰省の機会をつくらうとか、もしくは家
族を現地に呼ぶとかいふ措置がやられ
ておるんですが、この場合には一体どう
なるのか。そういう措置がとられるのかど
うか。それが一つ、派遣対象機関でその
他条例で定める機関というのがあるん
ですが、これはどういふものを想定して
おられるのか。以上二つ。

○政府委員(柳克樹君) 長期間に派遣されて
いる場合にございまして、現在確かに先生
おっしゃるやうに、一時帰省の制度だとか
家族を呼び寄せるなどいふことをJICA
でもやつておるのとは事実でございませ
ん。したが、いま、非常に長期にわたる
というやうな場合、地方公共団体の判断
によりまして派遣先との協議により、も
し必要であるならばそういうことを考へ
る場合もあり得るだろうというふうに
思つております。

それから条例で決める対象機関でござい
ますけれども、例えば研究所であります
とか、非常に高

度の医療研究をしております病院であり
ますとか、そういうようなものが対象とし
て考へられるのではないかと思つてお
ります。

○佐藤三吾君 終わります。
○片上公人君 最初にお伺ひしたいことが
あるんですが、

一般職の国家公務員につきましては、既に昭
和四十五年人事院の意見の申し出に基づ
きまして、派遣職員身分、給与その他の
処遇等について法律が制定されてお
りますけれども、今回の提案というの
は余りにもこれは遅いのではないかと
いうふうに思ひますけれども、何か理
由があれば説明をお願いしたいと思います。

また地方公務員の海外派遣におきま
して、過去に退職して行かれた人もいら
つしやうと聞きまして、たけれども、そ
の辺のことがあつたかどうか。また出張、
休職、職務専念義務免除などで派遣
された場合、その職員にとりましてど
ういうメリツトあるいはデメリツトがあ
つたのか、あるのか、それぞれの場
合について若干の説明をお願いしたい
と思ひます。

○政府委員(柳克樹君) 国家公務員が昭和四
十五年にこの制度をつくられたときに、
実は私どもの方でも検討をいたしたわけ
であります。当時はまだそれほどい
う国際協力に地方公共団体が積極的
に取り組んでおるといふやうな事
態でございまして、そのときには地方
公務員としての参加ということではな
かつたやうでございまして、最近非
常に海外派遣される数が増えてまい
りまして、今後増大が見込まれる
というところから、今回御提案を
申し上げておるというところでござ
います。

それから退職して行つた場合とい
うことの御質問がございまして、こ
れは実は私どもの方ではそういう
例を把握いたしておりません。もう
一つのメリツトの点でございませ
ん。

まず出張の場合は、海外派遣の場合
の観念は、海外へ行きまして海外の機
関の命令下に入つて仕事をすると
いうことでございまして、出張とい

うのはこちらの地方公共団体の仕事で行く、にもかかわらず向こうで向こうの機関の指揮下に入るというのでは、少し出張という概念になじみにくいんじゃないかというような問題もございまして、したがって、むしろ出張というものは海外派遣、いわゆる海外派遣の場合には余り適切な取り扱いではないんじゃないかというように、例えば理屈の上の問題がございまして、それからもう一つは、出張をしております場合には、当然ながらそれは当該団体の職員でございまして、当然ながら当該団体の職員になりますから定数上は当該団体の職員になりまして、派遣になりますればこれは定数外ということになりまして、その職員の欠員分を別の職員でもって仕事ができるという面がございまして。

それから休職と職務専念義務の免除の場合でございましてけれども、これは先ほど申しましたように、派遣先においての業務というものは公務というふうな考えにくいということから、公務災害補償でありますとか共済年金、退職手当の面で、公務に従事して何らかの事故が起ったという場合と取り扱いが異なるという問題がございまして、そういう意味でデメリットがあつたというところであるかと存じます。

○片上公人君 休職や職務専念義務の免除の身分の取り扱いの場合ですが、派遣職員には相当不利益が及んでいくというふうに思ひます。過去に派遣職員期間を持つていたような人あるいは退職した人については、先ほど少しあつたみたいですが、適及適用するような救済の道についてはあるのかどうか、考えておるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(柳克樹君) 先ほど御指摘がございましたように、退職手当につきまして、現在に在職している職員で過去に事実上派遣された者につきましては、これから派遣される職員と同じような取り扱いをするような経過措置を設けるべきではないかと考えております。

と申しますのは、この職員については、現在退職手当をまだもらっていないわけでございます。

で、同時にもらったときに、海外派遣に先に行つたか後に行つたかによつて退職手当の額が違ふというのには余り適切ではないだろうというところから、その点については経過措置を設けるべきであらうかと思ひますが、既に退職をいたしました人につきましては追つかけて特別の措置をするというところは、先ほど御説明いたしましたように、国家公務員の場合にも行われておりませんものですから考えていないところでございまして。

○片上公人君 次に、国際化の進展に伴ひまして各自治体ではさまざまな国際交流の施策が展開されていられると思ひますが、自治省としてはどのようにそれを把握されておるのかということと、国際交流の分野は経験も非常に各自治体浅いところもございましていろいろ模索しているのが実情だと思ふんですが、最近、「国際交流の在り方に関する指針」をまとめたという聞いておりますが、その概要を説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(森繁一君) 第一点の国際交流の施策の展開の状況でございますが、委員御承知のように、我が国の社会経済全般にわたつて国際化が急速に進んでおります。これを受けまして、地方団体におきましても活発な方策が既に展開されておるところであります。私どもが六十年代に調査いたしましたところでは、例えば姉妹都市提携によりまして交流が、国際交流に係りますイベントを開催するとか、あるいはまた青年の船などを中心にいたしました婦人青少年交流を図つておりますとか、あるいは研修員を受け入れる等の技術、学術の交流を図つておりますとか、あるいはまた絵画展を開いたり、国際スポーツ競技に参加する等の文化スポーツ交流をやつておる、非常に多岐にわたる活動が見られておる、こういうふうな理解をしております。

また施設面でも、国際交流センターとかあるいは見本市会場とか、こういうハード面の整備も着実に進んでおる、このように理解をいたしております。

それから第二点の、「国際交流の在り方に関する指針」の概要につきましてのお話でございますが、国際交流の行政分野は地方団体にとりましては古くからございまして、いわば新しい行政分野でございまして、そのために、それぞれ経験も浅いところもございまして、地方団体の中にはどういふふうな国際交流を展開していったらいいのかが模索しておる団体もございまして、それで、私どもの方では、今後地方団体が国際交流の施策を展開いたします場合の一つのガイドラインといたしまして、先ほど委員御指摘の「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」というものを本年の三月につくりまして、既に地方団体にはお示しをしております。

この指針の内容でございますが、まず地方団体におきまして国際交流の基本的なものを明らかにいたした上で、いざ国際交流を推進していきまされたためにはどういふふうなすればいいか、例えば基礎づくりの方策としては、庁内の推進体制を整備するとかあるいは公・民協力体制を整備するとか、国際交流担当職員あるいは民間の人材の育成確保をいかに図っていくか、あるいは国際交流センター等の施設基礎づくりをどう持つていくか、こういうことを含めまして基礎づくりの方策を具体例としてお示ししております。

さらに、国際交流を図ります場合には地域の特性を生かしたものでなければいけない、こう考えておりますので、地域の特性を生かしました国際交流の展開方策につきましても、このガイドラインの中で一応お示しをしております。

○片上公人君 その指針の中で、「六十二年度から実施される語学指導等を行う外国青年招致事業の積極的な活用を図るべきである」というところがありまして、この外国青年招致事業の概要についてちょっと説明をお願いしたいと思います。特に、この事業に対する地方自治体の反応はどうなのかということ、また既に六十二年度に入つておるわけでございますが、この事業はどの程度

度進んでいるのかということをお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○政府委員(森繁一君) 今委員御指摘がございましたように、自治省といたしまして外国青年招致事業というのを六十二年度から実施することにしたしております。これは、一方では語学指導を行つてもらうというのと、他方ではその方々を中心になつて地域における国際交流を推進していただく、いわば二つの目的がございまして実施しようとするものでございまして、昭和六十二年度、本年度は初年度でございまして、当初は五百名程度の数を予定しておつたわけでございまして、地方団体から希望を聴取いたしましたところ非常に多数の希望がございまして、現在のところ約八百五十名余りの外国青年をお招きする、こういうことになっております。

既にこの準備が着々と進んでおりまして、在外公館等を通じてそれら選考が終わつております。八月早々にはこれらの外国青年が日本に参りまして、一定期間オリエンテーションを受けました後に今度はそれぞれの地方団体に配置されて、先ほど申し上げました語学指導とかあるいは地域の国際交流に挺身していただく、こういうことになる手はずでございまして。ただ、昨年来と申しますか、これまでの制度で日本に既にお見えになつておりました外国青年に一部残りたいという方がおられますので、実際に今回新しく諸外国から参られる外国青年というのは八百名を若干下回るような数字にならうかと思ひます。

○神谷信之助君 この今回の法案は、地方公務員の職、それから労働条件を保障するという点で必要な法案だというように考えています。しかし、幾つか注意して地方自治の原則というものをやっぱり堅持しなきゃならぬ、こういう側面というのは非常に大事な点だと思ふので、その点をひとつ確認していくといひますか、これを進めていく上での留意点を申し上げるという見地から幾つか質問をしたいと思ふんです。したがって、私の質問

は法案の第一条、第二条に主としてかかる問題であります。

第一条で、国際協力等の目的で地方公務員を派遣する処遇等について定めるといふわけですが、この「国際協力等」の中身の問題ですね。この点で、従来一般的には国際協力などは外交にかかわる問題で政府が行うものという、そういう考え方が一般的であつたように思います。したがって、そういう立場から今までにも、今人事院の事務総長の鹿兒島さんなり、あるいは四十六年当時の自治省の各府県の総務部長あての文書なり、そういうものを見ますと、そういうのに参加する職員は身分を国家公務員に移してやるべきだといふ、そういう原則が言われている。実際上はほとんどなかつたようですが、そういうことが言われているし、したがって、派遣する場合に人件費の補助とか、そういうものを国際協力事業団等から出すべきだといふそういう考え方。だから、国がやる事業に対して自治体が協力をする、本来国の仕事なんだという見地だつたと思うんです。

ただ、今度の法案はそういう点で第一条、第二条の文面そのものから見ると、自治体自身が主体的に行う国際協力の仕事なんだというように、明確には言っていないけれども、そう読み取れる。特に第二条の派遣の中身について幾つか相手の地方公共団体との協議等々、こういう趣旨になつていますが、こういう点非常に難しいところだと思ふんです。

そこで、六十年年度の地方公務員の海外派遣の実態からして、こういった点を確立していくといふますか、地方自治の立場から、あるいは地方公共団体が主体的に行うという見地から見ると、六十年年度の実績をどのように評価をされているか、この二点をまずお答えいただきたいと思ふんです。

○政府委員(柳克樹君) 六十年年度までの海外派遣の状況でございますけれども、まず従来と比べまして先ほど申し上げましたように年々ふえてきておるといふことがございまして、出発ベースで見

ますと昭和五十八年度は百八人、五十九年度が百四十六人、六十年年度が百九十八人というようになっております。

この派遣先はどういうところかと申しますと、外国政府の機関、それから外国地方公共団体の機関、あるいは外国の大学、学校、それから研究所などとなつておりまして、それぞれ地方団体において国際協力として必要なんだという観点で派遣されておるものだというふうな考えでおります。

○神谷信之助君 いや、聞いておるのとちよつと違ふだけども、これはJICAの方で調べた状況で見ると、六十年年度の地方公務員の派遣状況を見ますと、JICA経由が百四十四人、それから地方公共団体の独自で派遣をしているのが八十四人という数字が出てきておるんですけれども、だから過半数が、六十年年度で見ますとそれまでふえてきている、六十年年度が一番先の数字ですけれども、それによる過半数はいわゆる政府が主として行うものに参加をしていくという形態、自治体独自で行っているのはまだ六十年年度で見ると四二%、四割ちよつとという状況です。だから、この点がこれからどういふふうになつていくのかという点が、自治体が本当に主体的に地域住民のコンセンサスに基づいて海外との協力、あるいは友好親善、あるいは姉妹都市を含めてそういう活動を主体的に行っていくのか、それから政府が行うものに協力していくという形でやるのかという点では大分違つてくるんです。政府がやるのは政府が全部その点については、身分についてもあるいは労働条件についても責任を持たらなければいけません、こういう面が出てくるわけでしょう。この辺の考え方というのはどういうふうに自治省考えていますか。

○政府委員(柳克樹君) まず基本的には、やはり当該地方公共団体におきまして国際協力を、要するにその地域が国際的に開けるような状況をつくっていくというのが望ましいということ、こういういろいろな海外派遣などを行つておるの

はないかと思ふわけですが、ただいま先生御指摘のように、確かに国際協力事業団——JICA系統の数の方が多いと思ふけれども、しかしこれまた、ただいま先生御指摘のように、その他の場合につきましてもだんだんふえてきておるといふのも実情でございます。このJICA経由のものにつきましても、当該団体のそれぞれの必要、余り必要必要と言つて何かいざいざり環境づくりに役立つという観点から、各団体において協力しているのではないかとおもうに思つております。

○神谷信之助君 外務省に來てもらつておりますのでお聞きしますが、従来そういうことで国際協力事業団からの人件費補助というのがやられてきています。今度この法律ができれば、それはもう自治体がやらはるものとやからということになつてそれを打ち切られるのか、それとも従来の制度といふますか、仕組みというのはそのまま維持されるのか、この点はいかがですか。

○説明員(大島賢三君) お答え申し上げます。国際協力事業団を通じていわゆる政府ベイスの技術協力をやつておるわけでございますけれども、その技術協力をいたします上で地方公共団体の参加を得て進めている案件がたくさんあるわけでございます。

人間を派遣するという側面で見ますと、国際協力事業団の専門家として出ていただく、あるいは青年海外協力隊の隊員で参加していただくというのが大きな二つの柱でございますが、専門家を派遣につきましては、例えば都市の廃棄物であるとか、あるいは大気汚染であるとか、あるいは消防訓練であるとか、あるいは地震対策であるとか、こういった地方公共団体にしかない技術、ノウハウといったようなものもございます。消防なんかはまさにそうでございますけれども、そういうことで地方公共団体の参加を得ておまして、国の技術協力を促進させていただいておる、こういうことでございます。

それから青年海外協力隊については御承知のとおりでございます。数で申しますと、現在国際協力事業団を通じて協力は、協力隊員につきましても、六十年ぐらいたが地方公務員の身分をお持ちの方でございます。大体七、八%程度でございます。それから、専門家ということでは大体事業団を通じて千七、八百人程度毎年開発途上地域に出しておりますが、そのうちの六十人ぐらいたが地方公務員の方で、これが大体三%ぐらいたつておると思ひます。

そこで、今御質問でございますけれども、こういった地方公務員の身分を持つておられる方々に国の事業に参加していただくということでございます。この点で、地方公共団体に負担をかけてはならないといふことでございます。従来事業団としては人件費の補てん等をやつておりましたが、もちろん派遣費等すべてでございますが、特に人件費の補てん等をやつておるわけでございます。そういったやつておる補てんの仕方、システムその他につきましては、このたびの法律が成立しました後にも変更なくやつていくということ、地方公共団体に負担をおかけしないということ、実施をしていくようにしております。

○神谷信之助君 例へば農業技術指導で地方公共団体にそういう適当な人材がたくさんいますから、それぞれ各自自治体に呼びかけて応募してもらつてその中から派遣をしていく、あるいは青年海外協力隊の場合、これ自身はJICAの事業であつたり、あるいは政府、外務省と相手国の政府との協議の中でやる政府自身の事業であつたりする場合があります。だから、直接自治体が主体的に派遣をするわけではないわけですが、たまたまそういう技術職員がいて、本人が私が行きたいといふ、その場合に今度の法律で一応身分その他が保障されるということになるのだらうと思ふんですが、その点が一つ、そしてそれがそういう点で、だから違ふわけ、自治体自身が、例へば姉妹都市の提携に基づいて一定の職員を派遣して

相手の指揮下に置いて仕事をさせるといふのは違ふわけですね。だから、自治省としては地方自治を侵されぬように、あるいは政府に協力せぬとぐあひが悪いということで無理を自治体がいけない、あるいはそのために、これは法律にもあるように、強制は任命権者ではないことになつて、本人の同意が必要と。その同意も雇用関係に入りますからね。そういう事態が起こり得る危険といふのは常にあるわけですね。

本来の、今の憲法体制でいくと、国と自治体といふのは同等の立場に立つてそれぞれの分担をして仕事をさせていくわけなんです。しかし、国の下請機能的発想といふのは、実際に行政執行していく中ではもうさらに出てきていくわけですからね。それが今度のこれに覆ひかぶさってくるようになつてくれば非常に危険だと思ふので、そういう点から自治省としてはどういふようにこの運用について、実際の運用について注意をしたいと思いますといふことか、その辺をひとつお聞きをしたいと思ひます。

○政府委員(柳克樹君) まず国際協力事業団の要請に基づきまして海外に行くという場合にも、この法律による手続によつて身分の保障ができるということを考えております。それから、国際協力事業団の枠で行くという場合と姉妹都市協定などによつて海外に派遣されるという場合には、確かにそれぞれの仕組みといふことも、海外へ行くまでの手続は違ふと思ひますが、基本的には先ほど来申し上げておりますように、当該地域社会における国際化を進めるといふためにその職員を派遣する、あるいは職員の交流があるといふのは非常に望ましいことではないかと思ひますので、そういう意味で当然ながら、繰返しになりますが、JICAの系統のものについてもこの法律の適用はあり得るということでございます。

それから現在でも、地方団体に對してJICAから要請がありまして、当該職員の意向、それから当該団体の意向によつて受けるか受けないか

といふことも行つておりますけれども、この法律による手続の場合におきましても、この法律による仕組みをつくるかどうかといふのをまず条例で定める、そこで、まず当該団体の意思の問題がございます。それから、先生御指摘のように職員も必要でありますし、あくまでも、やはり当該団体の住民福祉といふ点で、そういうもののためにこの仕組みを使つていただきたいといふふうなことを考えております。

○神谷信之助君 時間がありませんから、最後にちよつと大臣に要望かたがた御意見を求めておきたいと思ふんです。

それで、この法案そのものが、冒頭に申し上げましたように海外に派遣される職員の職と、それから労働条件を保障するといふ点で評価はできます。現実には今日までそれが不安定なままで来ている実態といふのは存在をしますから必要だといふように思ふんです。ただ、こういう法案をつくるに至る表面にやなしに政治的背景といふものについて我々は非常に警戒をしております。例えば、「途上国の人進みに対する協力の推進」などを取り上げた七九年十二月の対外経済協力審議会、これは総理の諮問機関です。この答申によると、派遣専門家の確保のために、「地方公務員については、国家公務員に任用した上で派遣する方法について考慮するとともに、地方公共団体において職員を円滑に海外に派遣できるように必要な条例上の手当てを設けることが期待される」と。言へば、これは自治体の条例で身分を保障してやれば、やつたらどうかといふ問題の提起がある。さらに、そういう点ではそれにこたえて法律で、この法律ができれば各自自治体の条例で保障するといふ、そういう結果が今度はつくられてきているわけですね。

それで、中曽根総理もさらに八六年の二月には同審議会に對して、「我が国国内において、援助に携わる優秀な人材を養成、確保し、総合的な援助、協力の実施体制を確立すること等が不可欠であり、これをどのように推進していくべきか、」など

三項目について諮問をして、近く答申が出るというところになっていまして、だから、そういう点からいいますと、今自治省の方の答弁ではそういうことをおっしゃるけれども、政府の海外協力の方向、しかも、それは我が党の見地からいへばアメリカの戦略構想に基づいて補完をしていく、そういう日本のODAの拡大といふ点で、増大、その一環としてこの問題が大きい政治の流れ、中曽根内閣あるいは自民党政府の政治の流れとしてこのようなことが出てきている。それに協力をさせられるといふ、そういうことになつては、まさにそれは地方自治の原則を侵すことになるというふうに思ふんです。

誤解されたいけませんから、我が党は経済協力それ自体を全面的に頭から否定をしていくわけではなくて、いわゆる民主的公開とか自主性とか新植民地主義反対とか平和と民族自決、それから人類進歩を目指す国際協力という経済、技術協力の五原則、この立場に立つての海外協力の一層の強化といふことを主張しているわけですが、私も、我が党はそういう懸念を持つ、あるいはそういう点について非常に疑問を持っているんです。が、先ほど公務員部長がおっしゃったような立場であるとするならば、そういうことにならないように自治体の主権あるいは主体性を侵さないように自治大臣としても十分これは歯どめをかけるようにしていただくことが必要ではないかと思ふんですが、その辺の地方自治を侵さない、侵害をしない、政府の権力でもって侵さないといふ、この辺についての歯どめの決意といふ点で、そういう点をお聞きをしておきたいと思ひます。

○國務大臣(葉梨信行君) 地方公共団体も、その住民の福祉向上のために姉妹都市交流など広く国際的な活動を行うことができるわけでございます。その施策の決定に当たりましては、住民の理解の上に立つて自主的に行われなければならないのは当然でございます。

この法律に基づきまして職員を派遣するに当た

りまして、地方公共団体はその派遣が国際協力等の目的に資するものであるか否かを自主的に判断して行うべきものであると考えておりまして、この趣旨を地方公共団体に徹底してまいりたいと思ひます。

○委員長(松浦功君) 他に御発言もないようでございますので、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。

別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(松浦功君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松浦功君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十九分散会

四月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、医療法人に係る課税特例措置の存続に関する請願(第三二二二号)(第三二七九号)(第三三三九号)

第三二二二号 昭和六十二年三月二十五日受理
医療法人に係る課税特例措置の存続に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二 森田恒雄

紹介議員 村沢 牧君
医療法人は、民間医療機関の中核として地域住民に対する医療保健サービスを提供している公共性

の高い法人であり、また、社会保険医療は、社会保険診療報酬という公的な価格の下に国民に必要な医療を提供する極めて高度の公共性を有しているところである。このような状況の下で、政府税制調査会は、社会保険診療報酬に係る事業税について特例措置の廃止を検討しているやに聞き及んでいる。しかしながら、医療法人に対する課税の強化を行うことは、その公共性を無視するものであり、ひいては国民への円滑な医療提供を阻害するものと懸念される。よつて、かかる状況を十分認識し、次の措置を講ずるよう強く要請する。

一、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続すること。

二、特別法人としての事業税の経減措置を存続すること。

第三一七九号 昭和六十二年三月二十六日受理
医療法人に係る課税特例措置の存続に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二 小林信一

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第三一二一号と同じである。

第三三三九号 昭和六十二年三月二十六日受理
医療法人に係る課税特例措置の存続に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二 長野県議会内 母袋忠右衛門

紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第三一二一号と同じである。

四月十日日本委員会に左の案件が付託された。
一、医療法人に係る課税特例措置の存続に関する請願(第三七一一号)

第三七一一号 昭和六十二年三月三十一日受理
医療法人に係る課税特例措置の存続に関する請願
請願者 長野市南長野幅下六九二ノ二 小山千春

紹介議員 向山 一人君
この請願の趣旨は、第三一二一号と同じである。

五月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願(第六三五一号(第六四四二号)(第六四四三号))

第六三五一号 昭和六十二年五月六日受理
重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 兵庫県川西市清和台東二ノ三ノ二 四 三王延昭

紹介議員 中西 一郎君
一、地震、火災などの場合における避難体制を確立すること。

二、寒冷地に住む背髄損傷者の住宅の屋根の除雪費を支給するか、さもなければその現物給付をすること。

理由

(一)車いす使用者であるため、緊急非常事態が発生した場合、機転がきかないので生命の危機を感じる。例えば、近隣に火災が発生した場合慌てるばかりで、どう避難すればよいのかわからなくなる。日本は地震列島であるといわれているが、巨大地震がいつどこで発生するか予知できないので、脅威にさらされている。こうした脅威を排除するために、各都市の町を単位として弱者である重度身体障害者と高齢者のリストを作成し、少なくとも町に一箇所緊急非常事態発生の場合における弱者の避難場所を設け、避難補助と誘導を兼ねた誘導班を編制し、弱者が巨大地震や近隣の火災発生の場合に、速やかに円滑に避難ができるような体制を確立する必要がある。(二)背髄損傷者は、下半身不随で歩行不能であるから、冬期に、屋根の上に多量に雪が積もつてもそれを除くことができない。また、屋根の上を積雪多量のまま放置しておくと家屋が崩壊して死亡することになる。そ

のため健康者を雇つて除雪するが、冬期間の除雪費用が多額にのぼり、暖房費と重なつて生活を大きく圧迫している。よつて、寒冷地に住む背髄損傷者に除雪費を支給するか、積雪の都度、除雪者を派遣するようにすべきである。

第六四四二号 昭和六十二年五月七日受理
重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 新潟県中蒲原郡村松町下戸倉一 一一三 龜山丈一

紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第六三五一号と同じである。

第六四四三号 昭和六十二年五月七日受理
重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 山口県光市島田一ノ七ノ一六 笠井弥太郎

紹介議員 松岡満壽男君
この請願の趣旨は、第六三五一号と同じである。

五月十九日日本委員会に左の案件が付託された。

一、重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願(第六五〇三号(第六五二〇号)(第六六二八号)(第六六六四号)(第六七二〇号)(第六七五八号)(第六八五八号)(第六八八〇号)(第六九四六号)(第六九八八号)(第六九八九号)(第六九九〇号))

第六五〇三号 昭和六十二年五月八日受理
重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 名古屋南区堤起町二ノ三五ノ二 栗田久実

紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第六三五一号と同じである。

第六五二〇号 昭和六十二年五月八日受理
重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ六総合福祉センター身体障害者福祉会館内 野田義治

紹介議員 大塚清次郎君
この請願の趣旨は、第六三五一号と同じである。

第六六二八号 昭和六十二年五月十一日受理
重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 富山県婦負郡八尾町小長谷二、六 八八 池畑昇

紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第六三五一号と同じである。

第六六六四号 昭和六十二年五月十一日受理
重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 埼玉県北埼玉郡南河原村南河原 一、五三二ノ一 今村治雄

紹介議員 関口 恵造君
この請願の趣旨は、第六三五一号と同じである。

第六七二〇号 昭和六十二年五月十二日受理
重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 京都府宇治市菟道車田五八ノ三 廣瀬末吉

紹介議員 勝木 健司君
この請願の趣旨は、第六三五一号と同じである。

第六七五八号 昭和六十二年五月十二日受理
重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 宮城県仙台市鶴ヶ谷七ノ一二ノ七 阿部多七郎

紹介議員 星 長治君

この請願の趣旨は、第六三五一号と同じである。

第六八五八号 昭和六十二年五月十三日受理
重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻六本
松三六ノ三 鈴木伸也

紹介議員 小川 仁一君
この請願の趣旨は、第六三五一号と同じである。

第六八八〇号 昭和六十二年五月十三日受理
重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 岡山県倉敷市児島田の口七ノ七ノ
四 珍行美貴夫

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第六三五一号と同じである。

第六九四六号 昭和六十二年五月十四日受理
重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡鹿町町鹿町免七八
〇川久保靖逸方 大西良一

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第六三五一号と同じである。

第六九八八号 昭和六十二年五月十四日受理
重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 群馬県前橋市南町三ノ三七ノ一
三 関甲子郎

紹介議員 中曾根弘文君
この請願の趣旨は、第六三五一号と同じである。

第六九八九号 昭和六十二年五月十四日受理
重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 熊本県八代市日奈久中西町四五
四 永野国雄

昭和六十二年五月三十日印刷

紹介議員 守住 有信君
この請願の趣旨は、第六三五一号と同じである。

第六九九〇号 昭和六十二年五月十四日受理
重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 鳥取県米子市東福原九〇〇ノ
二 祖田正治

紹介議員 西村 尚治君
この請願の趣旨は、第六三五一号と同じである。

五月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願
(第七〇九四号)(第七〇九五号)(第七〇九六
号)(第七〇九七号)(第七〇九八号)(第七〇九
九号)(第七一〇〇号)(第七一〇一号)
二、重度身体障害者に対する地方行政改善に關
する請願(第七二二八号)(第七一九四号)(第
七二二四号)(第七二二五号)

第七〇九四号 昭和六十二年五月十五日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願

請願者 横浜市金沢区泥亀一ノ一三ノ
二 吉田真澄 外二十四名

紹介議員 諫山 博君
この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第七〇九五号 昭和六十二年五月十五日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願

請願者 横浜市栄区笠間町一五一 佐野好
順 外二十四名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第七〇九六号 昭和六十二年五月十五日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願

請願者 横浜市港南区笹下二ノ一ノ二
〇 伊丹昌吾 外二十四名

昭和六十二年六月一日発行

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第七〇九七号 昭和六十二年五月十五日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願

請願者 神奈川県小田原市小竹六七ノ一
五ノ一八ノ一 関口照代 外二十
四名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第七〇九八号 昭和六十二年五月十五日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願

請願者 横浜市港南区上永谷五ノ二ノ
二 富岡俊男 外二十四名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第七〇九九号 昭和六十二年五月十五日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願

請願者 横浜市区永田みなみ台二ノ二ノ
五〇五 坂下猛 外二十四名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第七一〇〇号 昭和六十二年五月十五日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区神戸町一〇
四 岩崎保 外二十四名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一三七号と同じである。

第七一〇一号 昭和六十二年五月十五日受理
暮らしと福祉を守る地方自治に関する請願

請願者 横浜市金沢区高舟台二ノ三二ノ三
一 石渡賢一 外二十四名

参議院事務局

第七二二八号 昭和六十二年五月十五日受理
重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 北九州市八幡西区割子川二ノ一二
ノ一全国脊髄損傷者連合会福岡県
支部内 白石等

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第六三五一号と同じである。

第七一九四号 昭和六十二年五月十六日受理
重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 山形県東根市長瀬一、一四九 浅
野目正吾

紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第六三五一号と同じである。

第七二二四号 昭和六十二年五月十六日受理
重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願(二通)

請願者 和歌山県海南市船尾三七八 中嶋
達治 外一名

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第六三五一号と同じである。

第七二二五号 昭和六十二年五月十六日受理
重度身体障害者に対する地方行政改善に関する請願

請願者 青森県上北郡七戸町太田野八〇ノ
一四 田村正規

紹介議員 山崎 竜男君
この請願の趣旨は、第六三五一号と同じである。

印刷者 大蔵省印刷局